

# 吉岡介護計画運営規程

## (事業の目的)

第1条 ゼロイチ合同会社が開設する 吉岡介護計画(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の立場にたった援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 吉岡介護計画

(2) 所在地 宮崎県延岡市幸町3丁目101番地延岡駅西口街区ビル2階コワーキングスペース内

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

(2)介護支援専門員 1名以上（常勤兼務）

2 介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

①在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。

②居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜を図ることとする。

③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜を図ることとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日は営業しない。

(2)営業時間 午前10:00から午後6:00までとする。

（指定居宅介護支援事業の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1)介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画原案を作成する。

(2)利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を、適正に利用者様又はその家族に対し提供する。

(3)居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をし、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。

(4)適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を図る。

(5)課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画書ガイドライン方式等を用いる。

(6)介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」という。)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

(7)介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(8)介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、延岡市とする。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 当該指定居宅支援事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(3) 当該居宅介護支援事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はゼロイチ合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。